



水の「環境倫理」：「コモンズ」としての水あるいは水の「グローバル化」

松田， 毅

(Citation)

倫理創成講座ニューズレター, 2:6-10

(Issue Date)

2004-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81001707>





水の「環境倫理」

——「コモンズ」としての水あるいは水の「グローバル化」——

松田 毅（哲学）——「環境倫理論」担当

今年度、環境倫理に関する講義をしていて学生諸君に驚きを与えた場面がある。それは黄河の「断流」の様子を描いたレスター・ブラウン編集の『地球白書』の番組の映像である。一見しただけでは、それが何を映し出しているのか、分かりにくいのだが、そこでは船が砂に埋もれており、傍らに水桶を肩に担いだ近隣の村の若い二人の女性が通り過ぎていく。それは、実は河の兩岸を往来し、本来は人や貨物を渡すべきかなり大型の鋼鉄船なのである。近年、河口から何百キロも黄河が干上がってしまうこの現象は規模を拡大しており、数年前に大きな被害を与えた黄砂の韓国などへの大量の飛散とも無関係ではない。原因のひとつとして、流域の大規模な灌漑農業と関連する地下水の汲み上げが指摘されている（同様のアラル海の「消滅」については『地球環境報告Ⅱ』石弘文、岩波新書、参照）。

この風景は、水資源が逼迫しつつあり、今にもその危機がわれわれの足下に及ぼうとしていることを示唆している。そこに世界的規模での「水争い」の危険が生まれている——例えば、パレスチナ自治区とイスラエル占領地区を流れるヨルダン川の水の供給量の減少は、両民族の争いの種のひ

とつであり、抗争を激化させる一要因であると言われる。我が国に「輸入」されて20年にも満たない環境倫理学の問題群の一角を占める「資源」問題に「水」が今や明確かつ適切に位置づけられなくてはならない情勢となったのである。このことを特に深刻に示しているのは、一方では、水資源の枯渇の可能性を示す様々な現象と関連するデータであり、他方では水資源の国家による公共的管理と世界規模の「商品化」をめぐる争いを示す趨勢である。ここに環境倫理学が立ち向かうべき課題が存在している。

前者について言えば、水問題の深刻さは、石油や他のエネルギー、鉱物資源のそれとある点では、はるかに凌ぐ。もちろん水がなければ、生物が生存しえないからであるが、このことは同時に水がなければ、それを大量に使用する食糧生産、他の製造業——IT機器の生産や原油の汲み上げにも膨大な水量が使用され、かつ汚染される——も成り立たないことも含む。イメージ的には水の豊かな国に育った日本人の多くには、このことは実感しにくいかもしれないが、少なくとも世界的には現に飲み水と農業用水が足りない状態が生じ始め、さらに広範囲に今後足りなくなる恐れがあることが指摘されている——「気候変動に関する政府間パネル (IPCC)」の1995年の報告書では、地球温暖化による気候変動の要因がこの傾向にさらに拍車をかける可能性も取りただされている。

その限りで、最も枯渇が懸念される資源こそ水なのである。現に世界人口の4分の1はすでに慢性的水不足にあり、アメリカとアフリカでは個人の水使用量の格差は6倍とも言われ、2002年にヨハネスブルグで開催された「持続可能な開発のための世界サミット」では、実施文書の中に2015年までに安全な飲み水を得られない人の数を半分にするという目標が、飢餓と貧困の撲滅の課題の一部として折り込まれているのである。このように、事態は単に日常生活で個々人が節水意識をもつという「モラル」をもつだけではすまない段階に至ろうとしている。

そもそも「水の惑星」である地球上の水のうち2.5パーセントしか、人類に使用可能な淡水はなく、その多くは井戸などの地下水に依存しているのであるが、その地下水の大量の汲み上げや分水などが、帯水層の地殻やそれに依存する生態系に対して引き起こす長期の悪影響が指摘されるのである。また水問題には食糧問題としての一面があり、インドの科学者であり、環境運動のリーダーの一人であるヴァンダナ・シヴァの指摘（『生きる歓び イデオロギーとしての近代科学批判』築地書館、参照）によれば、高収量の品種を化学肥料の大量投入とともに用いる近代農法による「緑の革命」は、短期的には成功したものの、長期的には地下から運ばれた塩類が地表に残る塩類集積現象と「ウオーターロギング（水浸し）」と呼ばれる結果により、多くの農地を使用に適さないものに変えてしまった。それは水質の悪化やそれに起因する伝染病の危険も意味しうるのである。このような農法導入の背景には、例えば、中国やインドなどの人口増加に対する食糧増産の必要性和食生活の変化による農畜産業での水使用量の増大もある——日本の場合は、これに対応して食糧と

木材の形で水を大量に輸入しているという事実がある。

まさにこうした中で「再生可能な」資源としての水の管理が求められる。ところが、ここで必要な水の管理と対立する危惧のある水の「商品化」という事態が生まれている。そしてそのことは、水問題をますます激化させ、水の「持続可能性」——社会システムと人間活動が、引き続く世代のために持続可能な形で環境・生態系を更新し続ける可能性——を破壊する危険さえもっているのである。最近出版された『「水」戦争の世紀』（モード・バーロウ、トニー・クラーク、鈴木主税訳、集英社新書）はこの世界規模での対立の様相を報告している。そしてこの問題に関するひとつのターニング・ポイントとして挙げられるのが、2000年にハーグで開催された「世界水フォーラム」である。

そこで問題となったのは、水を「人間の基本的ニーズ」と見なすか、あるいは「基本的人権」と考えるか、であった。この二者択一は、必ずしも矛盾するものではないようにも思われるかもしれないが、その論点が、「人々の水へのアクセスを保障する責任が誰にあるのか」（上掲書78頁以下）である限り、この択一は水の「環境倫理」の核心に迫るものなのである。つまり、バーロウとクラークの端的な表現に従えば、もし水が、「人間の基本的ニーズ」だとすれば、それは営利目的の民間セクターが市場原理を介して提供する責任と権利を手に入れうることを意味し、反対に「基本的人権」だとすれば、「すべての人に非営利目的で平等なアクセスを保障する責任が政府に生じる」のである。140カ国以上の閣僚級の政府代表が参加したこの会議が下した結論は、水を「人間の基本的ニーズ」であると宣言することであった。この宣言がいわゆる「経済のグローバル化」、言い換えれば、教育であれ、遺伝子コードであれ、あらゆるものを一様に市場経済の網の目に組み込み、「商品化」することを許す流れに従うものであることは言うまでもない。

しかし、そこに「グローバル化」に伴う大きな問題が生じることは確かである。なぜなら、この場合、「グローバル化」は、「コモンズ（共有財）」としての水の「囲い込み」——例えば、水道事業の民営化という形でそれは現れる——を意味し、そのことによってすべての人が水に平等にアクセスすることを妨げることになるからである。実際、我が国では想像しにくいことだが、なお水道の普及していない国々では、現実にボトル入りの高価な飲み水を低所得層の人々が買わなくてはならないという事態が起きている。そこでわれわれは市場化された水の供給の減少や価格高騰という状況を思い浮かべることすらできるだろう。この深刻な問題は「南北格差」そして環境倫理学で言うところの「環境的公正」に関わり、環境問題を「コモンズ（共有地）における自由の悲劇」として捉え、それに対して、いわば人々の利害に訴える形で管理と保全を図ることを提案したハーディンの（『共有地の悲劇』『環境の倫理』下、シュレーダー＝フレチェット編、桜井徹訳、晃洋書房）の見方と処方に対して、あらためて再検討を迫るものである。私の主張を一言で表現すれば、「コ

モンズ」を「コモンズ」としてそのまま管理・保全する倫理が求められているのではないか、ということである。

もちろんハーディンの「共有地の悲劇」は、「無償」の資源としての自然＝共有地という古典経済学の前提を疑い、環境の「有限性」や人口増加および食糧・資源などの諸要因を考慮した「技術的解決方法のない問題」として「自製の」環境倫理を提起し、「環境容量」と「持続可能性」の概念を主題化した功績をもつ。そしてそれは、例えば、「汚染者負担の原則 PPP」の形で法的にも制度化され、排出課徴金やデポジット、炭素税などの形で具体化されたものと見なされ、それなりの効果を持ったと評価されるだろう。確かに、環境破壊の原因は環境の共有的性格と利用の私的性格の非対称性にあり、野放しの私的利用は、共有地である環境を「汚水溜めとしての共有地」に変えてしまうというハーディンの指摘は正鵠を得てもいる——水資源の場合にもある意味ではこのことは当てはまるからである。そのために経済的ないし法的に規制されたコモンズとしての環境の私的利用が唱えられたのである。ハーディン自身も、上掲論文で「自由主義者」^{リバータリアン}からの批判を先取りし、その処方が個人の自由を制限する「エコファシズム」とはならない点を論証しようと努めており、その態度を無規制の「グローバル化」論者と同一視することはできないだろう。

とはいえ、規制された私的利用の処方だけでは水のように生存のためのきわめて基本的な資源に関しては大きなリスクが残されるように思われる。もし水の「グローバル化」がこのまま進めば、商品としての水はもはや「コモンズ」でなくなり、自動車やDVDあるいは肉や果物と同じように、マーケットで売り買いされ、時には買い占められ、お金がなければ、買えないものになってしまうからである。その一方で、満々と水を湛えた自宅のプールで泳ぐ人々があるという光景を想像すると、水に関する「環境的不公正」は倫理的に見て、許容限度を超えていると言わざるをえないのではないだろうか。したがって、水に関する環境的公正の実現のためには、まず第一にあらためて水を基本的な権利として捉え直し、その上で水へのニーズに応えうる管理と保全の責任を明確にし、水に関する環境的公正を実現することが求められるだろう。

最後にこの公正の実現に寄与しうる原理のひとつとして「予防措置的原理（precautionary principle）」に触れておきたい。この原理は、例えば、気候変動や資源供給量に関しては複数のシナリオが描け、その将来の予測が不確定であるために、その不確定性を理由に予測値を最も低く見積もるなどして必要な対策を回避する態度を、回復不可能な損失をもたらすようなリスクの大きさを理由に許さないことを命じるものである。ちなみにこの原理は、アトフィールドによれば、強い形では87年の北海の水質保全に関するロンドン宣言——海水の水質悪化を引き起こす潜在的危険性をもつものも規制される——に、弱い形では92年のリオ宣言——不確定性を理由に対策を怠ることが非難される——に表明されている（cf. Attfield, R., *Environmental Ethics*. Cambridge. 2003.

p.144)。私見によれば、水の供給と使用量の予測に関しても同様の不確定性があるに違いないが、代替不可能な水資源のコモンズとしての根本的性格を考えれば、この原理を適用し、水の「商品化」に対して予防的措置を講じる可能性を環境倫理学は真剣に検討すべきなのである。

